

## 労災年金給付等に係る給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額

### 1 趣旨

療養開始後1年6ヶ月を経過した方に支給する休業（補償）給付及び年金たる保険給付（以下「労災年金給付等」という。）については、被災時の年齢による不均衡の是正を図ることなどのため、その算定に係る給付基礎日額について年齢階層別の最低・最高限度額を設けています。

### 2 内容

平成29年8月1日から平成30年7月31日までの期間に支給される労災年金給付等に係る給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額は、以下のとおりです。

（単位 円）

年齢階層	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44
最低限度額	4,741	5,369	5,958	6,295	6,663	6,916
最高限度額	13,264	13,264	14,234	17,327	19,257	21,361

年齢階層	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
最低限度額	7,009	6,802	6,304	5,134	3,920	3,920
最高限度額	23,869	25,219	24,822	19,696	15,268	13,264